十、東新プレス株式会社に対する件

昭和四十四年(排)第十四号

排除命令

東京都中央区京橋二丁目八番地

東新プレス工業株式会社

右代表者　代表取締役　中村英紹

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、東新プレス工業株式会社は、昭和四十三年八月一日から同年九月三十日までを期間とし、「エバーウエア・ホーロー発売記念謝恩セール」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反したものである旨およびこのような行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第

一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

東新プレス工業株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、アルミおよびホーロー製品の加工販売業を営む事業者である。

同社は、全国の金物雑貨小売業者を対象に、「エバーウエア・ホーロー発売記念謝恩セール」と称して、昭和四十三年八月一日から同年九月三十日までの期間に、ホーロー製品についての組合せセットであるAセット、Bセット、Cセット、DセットもしくはEセットのいずれか一セットまたはアルミ製品についての組合せセットであるFセットを一セット注文した者に対し、記念品および抽せん券一枚を与え、抽せんにより特賞海外旅行招待を二十本、一等ダイヤ付金指輪または金カフスセットを五十本、二等金ネックレスまたは金タイピンを三百本、三等金盃を二千本提供する旨を表示したチラシ約五万枚を同社代理店を通じて配布し、前記セールを実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、前記Eセットの価格二万二百五十円であることにより、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円であつて、前記景品類中特賞海外旅行招待（一人当りの費用は、九万五千円相当である。）および一等ダイヤ付金指輪または金カフスセット（一万四千五百円）は、この制限をこえるものである。

法の適用

前記事実によれば、東新プレス工業株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類

の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年三月三十一日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子